

朝日 将貴 議員

無会派

災害時における携帯電話の必要性について、市の見解は？

問

- (1) 災害時における携帯電話の役割と必要性について、市の見解を尋ねる。
- (2) 1日1回充電ができるように充電器を確保するには、各避難所に充電設備をどれだけ配備するべきだと考えるか。

災害時には通信サービスを確保できるように要請していく

答 総務部長

(1) 携帯電話、スマホの重要性は十分認識しており、災害時における正しい情報の取得は必須である。

本市は現在、携帯電話、スマホ、パソコンなど情報通信機器に向けたホームページとツイッターによる緊急情報の提供に努めており、また、災害時には、通信各

社が可能な限り電気・通信サービスを確認し、提供できるよう、通信サービスの応急・復旧に対して協力要請をしていく。

(2) 災害発生直後の停電時による電源は、災害対策本部においては蓄電池、発電機などの非常用電源により、パソコンや通信手段の電源の確保や夜間照明などを優先して使っていくと考える。

避難所においても、通信手段の電源の確保や夜間照明などの利用に発電機を装備している。今説明したものは全て行政側の対策としてのものである。避難者に対する個々の充電設備の確保までは想定していないのが現状である。

熊本地震などの災害時に

農業振興地域における開発事業の促進を

問

- (1) 農業振興地域内において土地の利用が望まれる地域の規制を緩和し、農地転用がスムーズに行えるよう検討する余地があると考え、市の見解は。
- (2) 幹線道路沿いを白地【一】化してほしいという

地権者からの要望がある。規制緩和の対象となる地域を見出して、その検討を行っていただきたいがどうか。



都市計画法による指定である「市街化調整区域」内にあり「農用地区域（農業を振興していくべき地域）」ではない土地のことをいう。農用地区域である「青地」と比べて農地転用の制限が緩和されている。

農地以外での土地利用が厳しく制限されているため農地以外の利用には慎重審議を要する

答 農政課長

- (1) 農業振興地域は、「農

業振興地域の整備に関する法律」によって農業を推進することが必要と定められた地域で、農地以外での土地利用が厳しく制限されている。

そのため、農振の除外や農地転用、また建築物を建築することが原則的には許可がされない地域となっている。しかし、農地以外に土地利用を行いたいという場合には、個別具体的な利用計画により、農地転用の許可要件を満たしているのか、開発許可要件を満たしているのかなどを慎重に審議して許可することとなるので、ご理解いただきたい。

(2) 規制緩和を行い、農地以外に土地利用を行える地域を見出すということも本市としては大変重要なことではあるが、農業も市の基幹産業の一つである。

規制緩和については、地域住民の意見を参考にし、慎重に対応していきたい。